



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成25年6月7日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき、(仮称)プラウド新川崎Ⅱ計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	名称 野村不動産株式会社 代表者 住宅事業本部 神奈川事業部長 梶 貴之 所在地 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
	指定開発行為の名称	(仮称)プラウド新川崎Ⅱ計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区塚越一丁目73番
	指定開発行為の目的	集合住宅の新設
	指定開発行為の内容	区域面積:約10,462㎡ 計画人口:816人 計画戸数:271戸 建物高さ:約19.99m 約21.5m(塔屋等を含む建物の高さ) 延べ面積:約25,000㎡
	指定開発行為の施行期間	着工予定:平成25年8月 完了予定:平成27年5月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成25年6月7日(金)から 平成25年6月21日(金)まで (土曜日及び日曜日は除きます。ただし、幸区役所では、第2土曜日の午前中も縦覧を行います。) 時間:午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記見解書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	幸区役所、幸区役所日吉出張所及び本庁(環境局環境評価室)
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2156